

# 令和2年第6回（12月）上越市議会定例会

## 農政建設常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第142号	上越市営住宅条例の一部改正について	建築住宅課	1
議案第143号	上越市公共下水道事業受益者負担金及び 分担金徴収条例の一部改正について	生活排水対策課	2
議案第144号	上越市下水道条例の一部改正について		3～4
議案第145号	上越市下水道事業の設置等に関する条例 の一部改正について		5～6
議案第151号	市道路線の廃止について	道路課	7～9
議案第152号	市道路線の認定について		
議案第153号	工事施行協定の締結について		10～11
議案第119号	令和2年度上越市一般会計補正予算(第7号)		12～14
議案第128号	令和2年度上越市下水道事業会計補正予 算(第3号)	下水道建設課 生活排水対策課	15～17

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第142号
提出課	建築住宅課

## 上越市営住宅条例の一部改正について

### 1 改正理由

身寄りのない単身高齢者の増加や、コロナ禍の影響による収入の減少などの状況を踏まえ、住居の確保に苦慮されている低額所得者が、保証人の確保に不安を感じることなく公営住宅に入居できるよう、保証人を不要とし、新たに連絡人の届出を求めることとするもの

### 2 改正内容

- (1) 市営住宅及び駐車場の入居決定者が提出する請書に保証人の連署を不要とする。  
(第12条、第44条の11関係)
- (2) 市営住宅の入居決定者が提出する市営住宅連絡人届に連絡人1人の記載を求める。  
(第12条関係)

### 3 施行期日

令和3年1月1日

### 4 上越市営住宅条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(入居の手続)</p> <p>第12条 入居決定者は、決定の通知があった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) _____ _____ 請書を提出すること。 _____ _____</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>市長が別に定める役割を担うことができる連絡人1人を記載した市営住宅連絡人届を提出すること。</u> (追加)</p> <p>2～4 略</p> <p>(使用の手続)</p> <p>第44条の11 駐車場使用者は、使用可能日までに _____ _____ 請書を提出しなければならない。 _____ _____</p> <p>2 略</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第12条 入居決定者は、決定の通知があった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>市長が別に定める要件を備える保証人2人の連署する請書を提出すること。ただし、市長が特別の事情があるとき、この限りでない。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(使用の手続)</p> <p>第44条の11 駐車場使用者は、使用可能日までに市長が別に定める要件を備える保証人の連署する請書を提出しなければならない。<u>ただし、市長が特別の事情があるとき、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第143号
提 出 課	生活排水対策課

## 上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の 一部改正について

### 1 改正理由

柿崎区初田地区における農業集落排水事業について、今年度末をもって汚水連携事業が完了し、令和3年4月から公共下水道事業として供用を開始する見込みとなったことから、受益者分担金に関する取扱いを整理するため、所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

- (1) 農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域の管渠に新たに接続しようとする受益者が負担する分担金の額は、上越市農業集落排水事業分担金徴収条例の定めるところによる。(第3条関係)
- (2) 農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域の分担金の賦課は、上越市農業集落排水事業分担金徴収条例第5条の規定による賦課をもって賦課があったものとみなす。(第5条関係)

### 3 施行期日

令和3年4月1日

### 4 上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">(受益者の負担金又は分担金の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域の管渠に新たに接続しようとする受益者が負担する分担金の額は、上越市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成7年上越市条例第26号)の定めるところによる。</u> (追加)</p> <p style="text-align: center;">(負担金又は分担金の賦課)</p> <p>第5条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域の分担金の賦課は、上越市農業集落排水事業分担金徴収条例第5条の規定による賦課をもって第1項に規定する賦課があったものとみなす。</u> (追加)</p>	<p style="text-align: center;">(受益者の負担金又は分担金の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">(負担金又は分担金の賦課)</p> <p>第5条 略</p> <p>2及び3 略</p>

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第144号
提 出 課	生活排水対策課

## 上越市下水道条例の一部改正について

### 1 改正理由

柿崎区初田地区における農業集落排水事業について、今年度末をもって污水連携事業が完了し、令和3年4月から公共下水道事業として供用を開始する見込みとなったことから、接続ますの設置に関する取扱いを整理するため、所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

- (1) 農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域に新たに設置する接続ます及び当該処理区域の管渠に新たに接続しようとする接続ますは、使用者となる者が設置するものとする。（第9条関係）
- (2) 農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域において農業集落排水事業に係る処理区域から公共下水道事業に係る処理区域に編入し、公共下水道事業の供用を開始する日（以下「編入日」という。）前に上越市農業集落排水条例の規定に基づき行われた手続について、この条例に基づく手続があったものとみなす。（附則第5項関係）
- (3) 農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域における使用料は、編入日から最初の検針日までは、上越市農業集落排水条例の使用料の規定による。（附則第6項関係）

### 3 施行期日

令和3年4月1日

### 4 上越市下水道条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
<p>（接続ますの設置）</p> <p>第9条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域に新たに設置する接続ます及び当該処理区域の管渠に新たに接続しようとする接続ますは、使用者となる者が設置するものとする。</u>（追加）</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>（農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域に関する特例）</p> <p><u>5 農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域において農業集落排水</u></p>	<p>（接続ますの設置）</p> <p>第9条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p>

<p><u>事業に係る処理区域から公共下水道事業に係る処理区域に編入し、公共下水道事業の供用を開始する日（以下「編入日」という。）前に上越市農業集落排水条例（平成8年上越市条例第50号）の規定に基づき行われた手続について、この条例に基づく手続があったものとみなす。</u>（追加）</p> <p>6 <u>農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域における使用料は、編入日から最初の検針日までは、上越市農業集落排水条例の使用料の規定による。</u>（追加）</p>	
--	--

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第145号
提出課	生活排水対策課

## 上越市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

柿崎区初田地区における農業集落排水事業について、今年度末をもって污水連携事業が完了し、令和3年4月から公共下水道事業として供用を開始する見込みとなったことから、処理区域等を整理するため、所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

農業集落排水事業の処理区域等から柿崎区初田地区を除く。(別表関係)

### 3 施行期日

令和3年4月1日

### 4 上越市下水道事業の設置等に関する条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改正案			改正前		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
排水処理施設の名称	処理場の位置	処理区域	排水処理施設の名称	処理場の位置	処理区域
(略)			(略)		
牧中央地区農業集落排水処理施設	上越市牧区宮口番地2	上越市牧区宮口、山口、荒井、落田、柳島、東松ノ木、小川、国川、田島、下昆子、上昆子、下湯谷、桜滝、棚広、倉下及び原の各一部	牧中央地区農業集落排水処理施設	上越市牧区宮口番地2	上越市牧区宮口、山口、荒井、落田、柳島、東松ノ木、小川、国川、田島、下昆子、上昆子、下湯谷、桜滝、棚広、倉下及び原の各一部
(削除)			初田地区農業集落排水処理施設	上越市柿崎区角取地1番	上越市柿崎区上小野、下小野、柳ヶ崎、高寺、荻谷、行法及び角取
蜘蛛ヶ池地区農	上越市大湊区	上越市大湊区蜘蛛ヶ池	蜘蛛ヶ池地区農	上越市大湊区	上越市大湊区蜘蛛ヶ池

改 正 案	改 正 前																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="233 293 459 338">業 集 落</td> <td data-bbox="459 293 663 338">脚 ケ 池</td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 338 459 383">排 水 処</td> <td data-bbox="459 338 663 383">1 1 4 4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 383 459 427">理 施 設</td> <td data-bbox="459 383 663 427">番 地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="233 427 663 472">(略)</td> </tr> </table> <p data-bbox="233 472 663 517">備考 略</p>	業 集 落	脚 ケ 池	排 水 処	1 1 4 4	理 施 設	番 地	(略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="852 293 1078 338">業 集 落</td> <td data-bbox="1078 293 1283 338">脚 ケ 池</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 338 1078 383">排 水 処</td> <td data-bbox="1078 338 1283 383">1 1 4 4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 383 1078 427">理 施 設</td> <td data-bbox="1078 383 1283 427">番 地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="852 427 1283 472">(略)</td> </tr> </table> <p data-bbox="852 472 1283 517">備考 略</p>	業 集 落	脚 ケ 池	排 水 処	1 1 4 4	理 施 設	番 地	(略)	
業 集 落	脚 ケ 池																
排 水 処	1 1 4 4																
理 施 設	番 地																
(略)																	
業 集 落	脚 ケ 池																
排 水 処	1 1 4 4																
理 施 設	番 地																
(略)																	

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第151号、第152号
提出課	道路課

## 市道廃止・市道認定路線図

### 1 廃止路線の道路

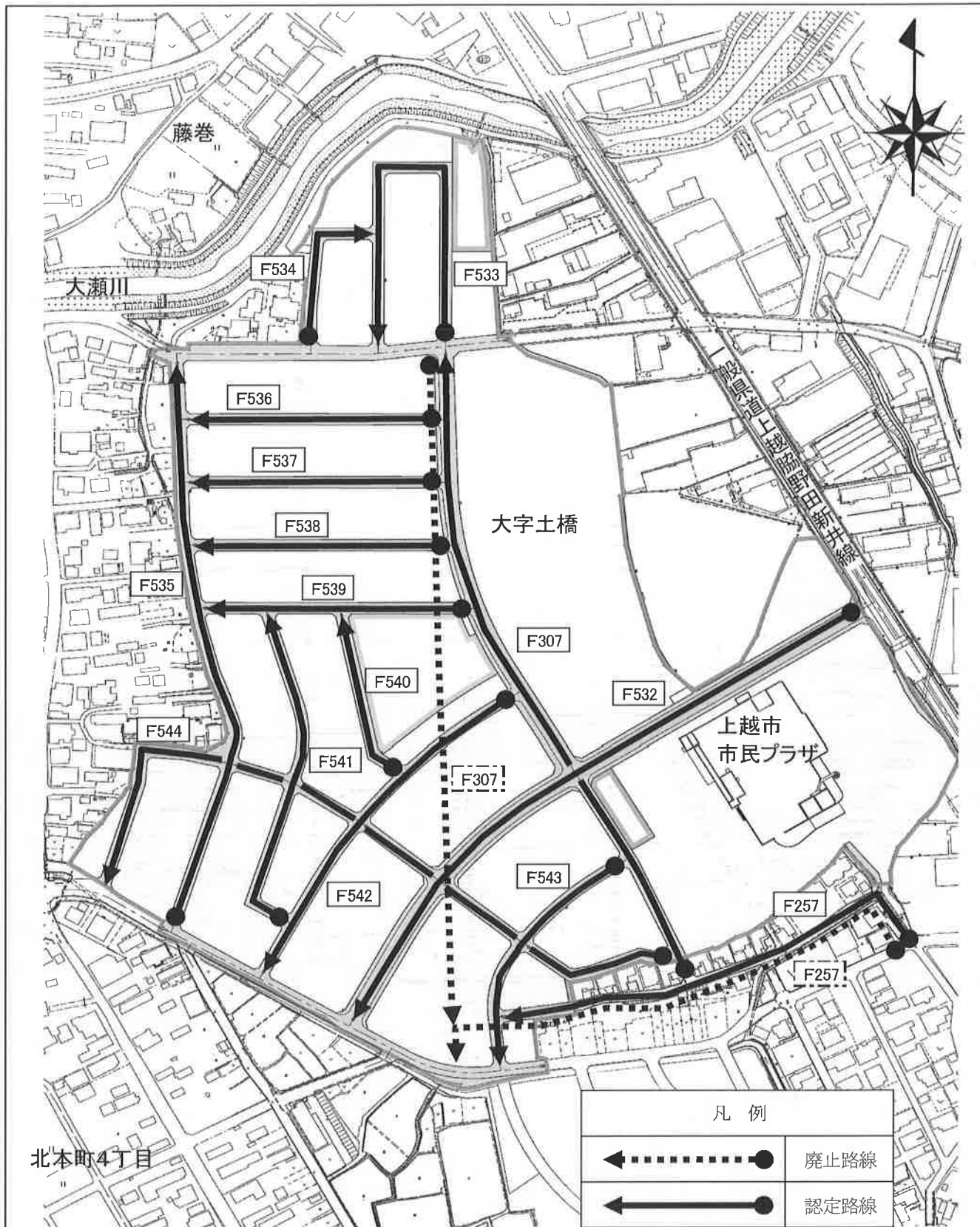
路線番号	路線名	延長(m)	廃止理由	ページ
F257	土橋1号線	318.3	土橋第二地区土地区画整理事業の実施に伴う終点の変更	9
F307	土橋2号線	409.9	土橋第二地区土地区画整理事業の実施に伴う起終点の変更	
合計2路線		728.2		

### 2 認定路線の道路

路線番号	路線名	幅員(m)		延長(m)	路面状況	認定理由	ページ
		車道	道路敷き				
F257	土橋1号線	4.3～ 11.3	4.3～ 11.3	269.1	アスファルト	土橋第二地区土地区画整理事業の実施に伴う終点の変更	9
F307	土橋2号線	6.0～ 12.5	6.0～ 19.5	421.2	アスファルト	土橋第二地区土地区画整理事業の実施に伴う起終点の変更	
F532	土橋区画8号線	9.0～ 10.5	9.0～ 21.1	399.1	アスファルト	土橋第二地区土地区画整理事業の実施に伴う新設路線	
F533	土橋区画9号線	7.0～ 11.5	7.0～ 11.5	256.2	アスファルト	土橋第二地区土地区画整理事業の実施に伴う新設路線	
F534	土橋区画10号線	7.0～ 11.2	7.0～ 11.2	100.7	アスファルト	土橋第二地区土地区画整理事業の実施に伴う新設路線	
F535	土橋区画11号線	7.0～ 11.1	7.0～ 11.1	357.9	アスファルト	土橋第二地区土地区画整理事業の実施に伴う新設路線	
F536	土橋区画12号線	7.0～ 11.2	7.0～ 11.2	146.2	アスファルト	土橋第二地区土地区画整理事業の実施に伴う新設路線	
F537	土橋区画13号線	7.0～ 11.2	7.0～ 11.2	146.3	アスファルト	土橋第二地区土地区画整理事業の実施に伴う新設路線	
F538	土橋区画14号線	7.0～ 11.3	7.0～ 11.3	148.0	アスファルト	土橋第二地区土地区画整理事業の実施に伴う新設路線	
F539	土橋区画15号線	7.0～ 11.8	7.0～ 11.8	152.9	アスファルト	土橋第二地区土地区画整理事業の実施に伴う新設路線	



路線 番号	路線名	幅員 (m)		延長 (m)	路面状況	認定理由	ページ
		車道	道路敷き				
F540	土橋区画 16 号線	7.0～ 11.5	7.0～ 11.5	107.6	アスファルト	土橋第二地区土地 区画整理事業の実 施に伴う新設路 線	9
F541	土橋区画 17 号線	7.0～ 11.7	7.0～ 11.7	209.4	アスファルト	土橋第二地区土地 区画整理事業の実 施に伴う新設路 線	
F542	土橋区画 18 号線	7.0～ 11.2	7.0～ 11.2	228.2	アスファルト	土橋第二地区土地 区画整理事業の実 施に伴う新設路 線	
F543	土橋区画 19 号線	7.0～ 11.3	7.0～ 11.3	159.4	アスファルト	土橋第二地区土地 区画整理事業の実 施に伴う新設路 線	
F544	土橋区画 20 号線	7.0～ 17.4	7.0～ 17.4	440.8	アスファルト	土橋第二地区土地 区画整理事業の実 施に伴う新設路 線	
合計 15 路線				3,543.0			



廃止路線	
路線番号	路線名
F257	土橋1号線
F307	土橋2号線

認定路線					
路線番号	路線名	路線番号	路線名	路線番号	路線名
F257	土橋1号線	F535	土橋区画11号線	F540	土橋区画16号線
F307	土橋2号線	F536	土橋区画12号線	F541	土橋区画17号線
F532	土橋区画8号線	F537	土橋区画13号線	F542	土橋区画18号線
F533	土橋区画9号線	F538	土橋区画14号線	F543	土橋区画19号線
F534	土橋区画10号線	F539	土橋区画15号線	F544	土橋区画20号線

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第153号
提出課	道路課

### 工事施行協定の締結について

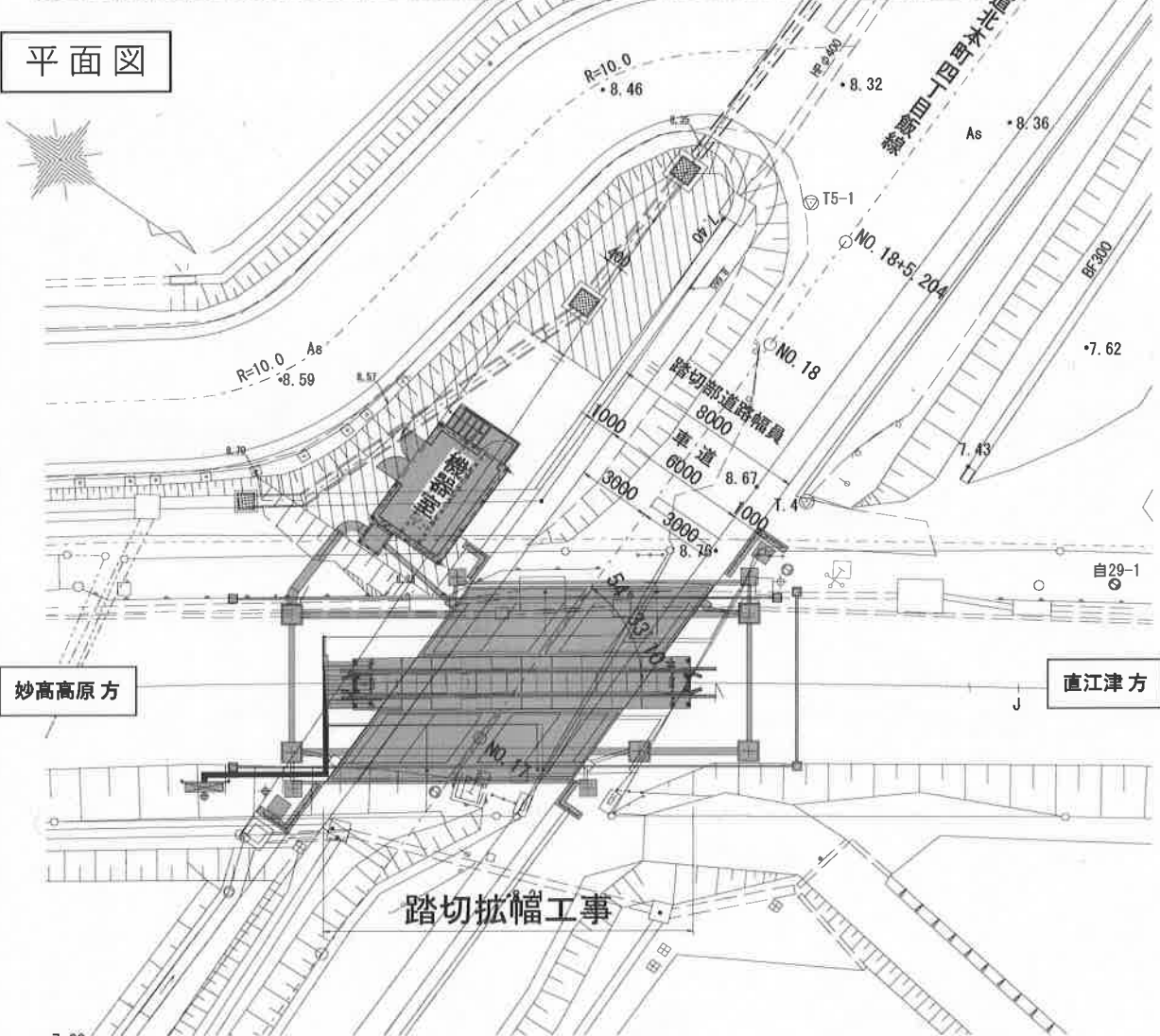
- 1 目 的 妙高はねうまライン 飯踏切拡幅工事
- 2 工 事 場 所 上越市飯地内
- 3 期 間 令和2年度から令和3年度まで
- 4 金 額 212,000,000円
- 5 内 容 鉄道施設 踏切設備、軌道整備、電気設備等
- 6 相 手 方 上越市東町1番1号  
えちごトキめき鉄道株式会社  
代表取締役社長 鳥塚 亮

# 妙高はねうまライン 飯踏切拡幅工事 (市道 北本町四丁目飯線)

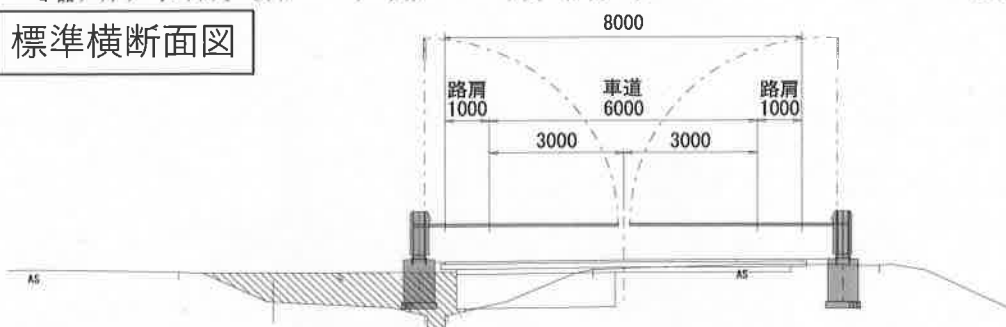
位置図



平面図



標準横断面図



所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第119号
提出課	道路課

## 債務負担行為の補正について

### 1 内容

令和3年度に実施する予定の道路維持事業の舗装及び外側線の計画的修繕について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、債務負担行為を設定するもの

### 2 限度額

139,024千円

### 3 年度ごとの支出予定額

(単位：千円)

期間	金額
令和2年度	0
令和3年度	139,024
合計	139,024

### 4 実施概要等

舗装の計画的修繕 112,816千円

地区	路線名	施工地	実施内容
合併前上越市	北城高校南通線ほか3路線	北城町二丁目ほか	切削オーバーレイ工
安塚区	松崎板尾線	板尾ほか	打換工
浦川原区	花立線	下柿野	オーバーレイ工
牧区	牧学校中央線ほか1路線	小川ほか	打換工
柿崎区	松留東横山線	東横山	オーバーレイ工、打換工
大潟区	大潟12号線	土底浜ほか	オーバーレイ工、打換工

外側線の計画的修繕 26,208千円

地区	路線名	施工地	実施内容
市内一円	城東中学北通線ほか163路線	本城町ほか	外側線及び中央線の引き直し

## 債務負担行為の補正について

## 1 内容

令和3年度に実施する予定の道路整備事業の市道北本町四丁目飯線飯踏切拡幅工事等について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、債務負担行為を設定するもの

## 2 限度額

351,142 千円

## 3 年度ごとの支出予定額

(単位：千円)

期間	金額
令和2年度	0
令和3年度	351,142
合計	351,142

## 4 実施概要等

地区	路線名	施工地	実施内容
合併前上越市	北本町四丁目飯線	飯ほか	工事施行委託 道路改良工事 物件移転補償料ほか



## 債務負担行為の補正について

## 1 内容

令和3年度に実施する予定の橋梁整備事業の有間川橋旧橋撤去に伴う仮設ヤード撤去工事について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、債務負担行為を設定するもの

## 2 限度額

16,555千円

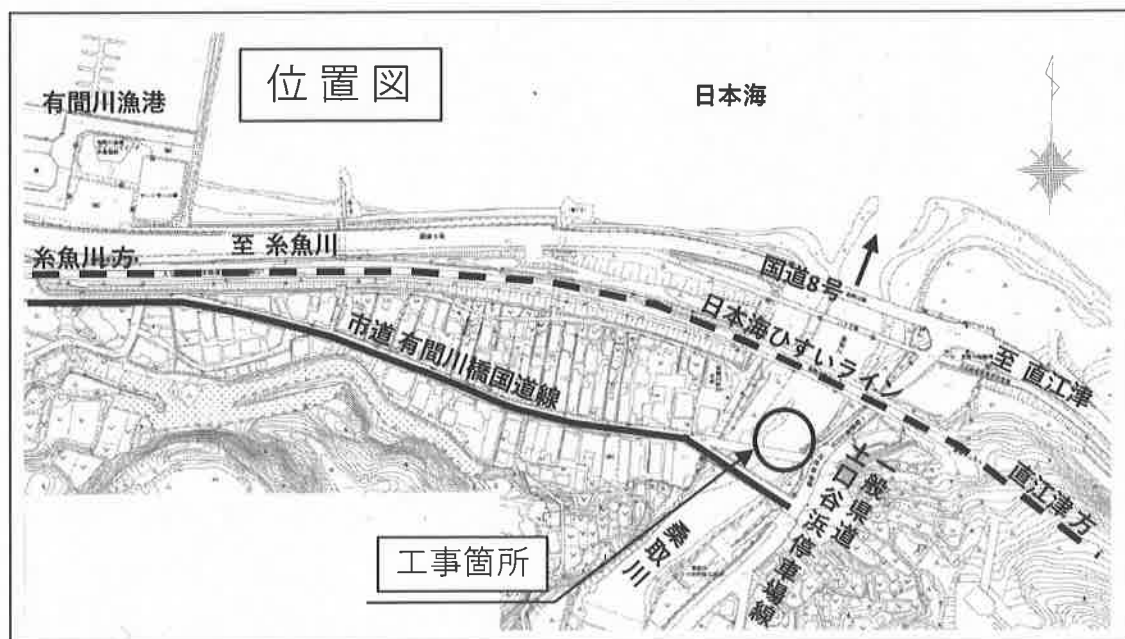
## 3 年度ごとの支出予定額

(単位：千円)

期間	金額
令和2年度	0
令和3年度	16,555
合計	16,555

## 4 実施概要等

地区	橋梁名（路線名）	施工地	実施内容
合併前上越市	有間川橋（有間川橋国道線）	有間川	仮設ヤード撤去工事



所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第128号
提 出 課	下水道建設課

## 債務負担行為の補正について

### 1 内 容

令和3年度に実施する予定の公共下水道污水管渠整備について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、債務負担行為を設定するもの

### 2 限度額

157,552千円

### 3 年度ごとの支出予定額

(単位：千円)

期間	金額
令和2年度	0
令和3年度	157,552
合計	157,552

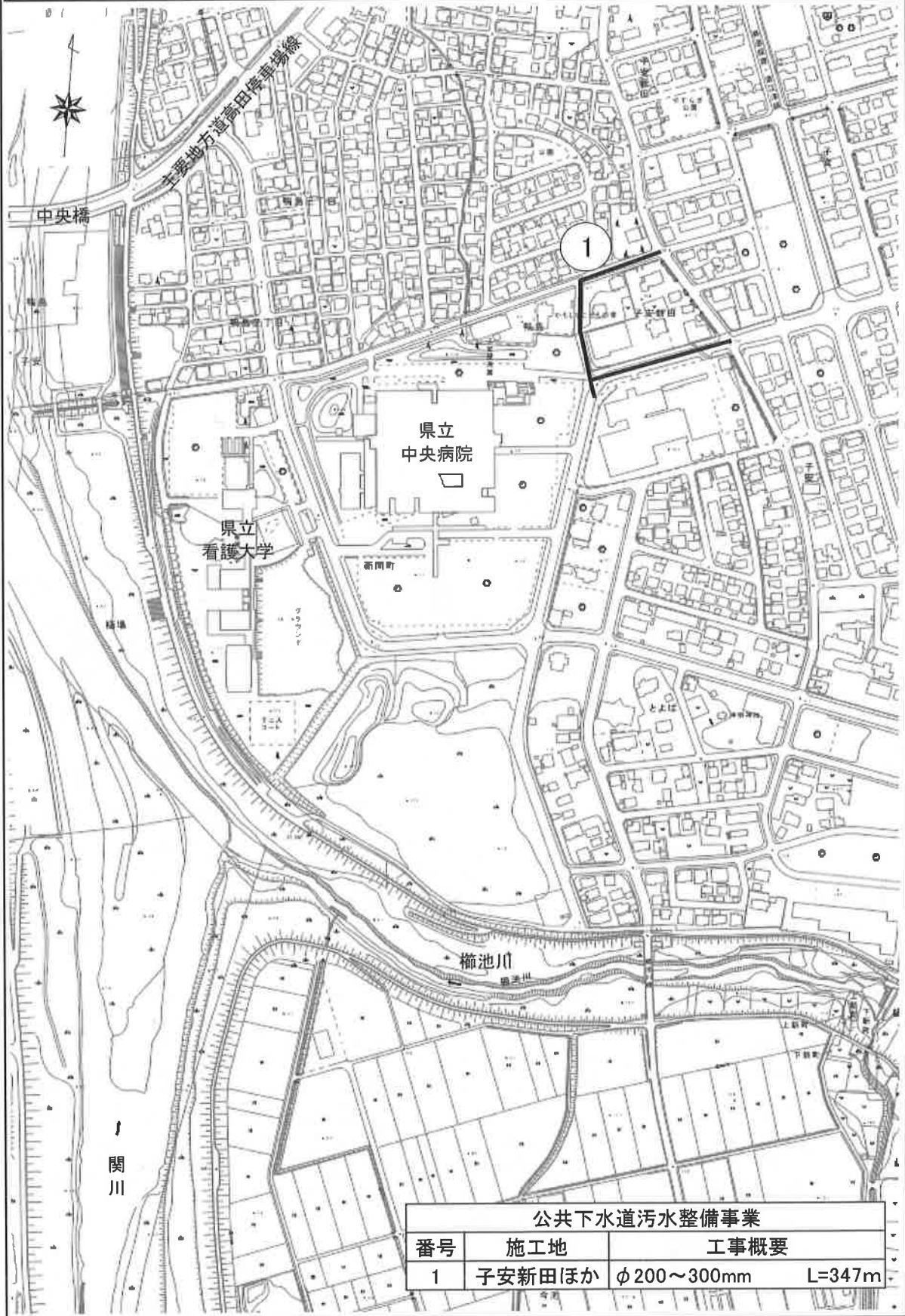
### 4 実施概要等

公共下水道污水整備事業

地区	施工地	実施内容
合併前上越市	子安新田ほか	污水管渠工事 物件移転補償 φ200～300mm L=347m ガス管、水道管 一式



# 公共下水道（污水）工事予定箇所図（上越処理区）



公共下水道污水整備事業			
番号	施工地	工事概要	
1	子安新田ほか	φ 200~300mm	L=347m

## 債務負担行為の補正について

## 1 内 容

特定環境保全公共下水道汚水連携事業の浦川原浄化センター設備増築工事について、令和2年8月に完了した実施設計業務の成果に基づき、改めて整備内容を検討した結果、後年度に別事業で予定していた中央監視装置の改築更新を本事業として実施することにより、効率的な整備が可能になることが確認できたことから、本工事と中央監視装置の改築更新を一体的に実施することとし、これにより施工期間が2か年にわたるため、新たに債務負担行為を設定するもの

## 2 限度額

164,111 千円

## 3 年度ごとの支出予定額

(単位：千円)

期間	金額
令和2年度	※ 220,130
令和3年度	164,111
合計	384,241

※ 令和2年度当初予算計上額

## 4 実施概要等

特定環境保全公共下水道汚水連携事業（浦川原浄化センター設備増築工事）

地区	施工地	実施内容
浦川原区	飯室	設備増築工事監理業務委託 一式 電気設備増築工事 一式 機械設備増築工事 一式